

I. 反対尋問

- 5 1. 判例の事案についてC-2説に立ったとき、被告人が後部座席を確認し人がいないと認識した後、乗り込んだ人が死亡していた場合、犯罪の成否はどのようになると考えるか。
2. 過失犯は故意犯に比べて責任の程度が類型的に軽いという点を根拠として、「法律に特別の規定がある場合(刑法38条1項)」に例外的に処罰されるのだから、過失犯の予見可能性の範囲を故意犯における認識の範囲を同程度に語るのは不適切ではないか。
- 10 3. 検察レジュメ2頁5行目「法的に符合する限りの因果経過の認識」とはどの程度の認識を指すのか。

II. 学説の検討

A説(旧過失論)、B説(修正旧過失論)、C-3(危惧感説)

- 15 弁護側は、検察側と同様の理由によって本説を採用しない。

C-2説(折衷説)

- 過失犯において因果関係の認識を要求しないなど予見の対象となる要素を少なく解すれば、危険性を有する行為を制約することになる。また、認識するものをおよそ「人」というように広く解すれば、責任主義にも反する¹。
- 20 したがって弁護側は本説を採用しない。

C-1説(具体的予見可能性説)

- 過失犯において予見の対象はその結果回避のための行為を基礎付ける要素となる。行為者に結果回避行為を要求し、回避行為をしなければ過失犯として処罰する以上は、結果回避行為が明確に定められなければならない、行為者に結果回避行為を認識させるには明確に行為の客体も明確に認識可能でなければならない。よって、犯罪における客体などの具体的な特定の構成要件の結果の認識と基本的な因果経過が過失犯における認識対象となると考える。
- 25 したがって弁護側は本説を採用する
- 30

III. 本問の検討

1. 甲が自動車同士の衝突によって、Aを死亡させた行為につき、過失運転致死罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(自動車運転死傷行為処罰法)5条)、B
- 35 を負傷させた行為につき、過失運転致傷罪(同条)が成立しないか。

¹ 西田典之『刑法総論[初版]』(弘文堂,2013年)250頁。

2. 甲はタクシーを運転していたため、「自動車の運転」の要件を満たす。

3(1)「必要な注意を怠」ったかどうかは予見可能性の有無と予見可能性を前提とした結果回避義務違反が認められるか否かで判断する。予見の対象は具体的な特定の構成要件的结果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分である。

5 (2) 自動車がかかわる交通事故は一定数発生しており自動車を運転する以上は事故を起こさずにと考えているため、運転中のどこかの時点で事故が発生するということは予見可能である。しかし本件の事故では、衝突した X の車両は制限速度を超過した 100km/h で走行しており一般道でこのような運転をすることを予測することはできず、したがってこの運転に起因する傷害や死亡結果を予見することはできず、予見可能性はない。

10 (3) 仮に予見可能性が認められた場合結果回避義務違反が認められるか検討する。交差点を走行する車両と衝突を避けるためには、交差点進入時に必要な安全確認を行い必要に応じて自動車を停止させることが求められる。甲は制限時速 30km/h の道路において僅かとはいえ速度超過をしている。また、黄色点滅信号のある見通しのきかない交差点では徐行をしなければならないため、仮に 30km/h で自動車を走行させていたとしても、必要な安全確認
15 を行うことはできない。したがって、適切な走行を行い、安全確認を行うことで結果回避可能性はある。

(4) もっとも、衝突した X の車両は 100km/h で走行しており、加えて X は酒気帯び運転、前方不注視、信号無視を行っている。このような相手方の不相当な行為があるにもかかわらず、結果回避義務を課すのは妥当とはいえない。そこで、他者の適切な行動に対する信頼が
20 現に存在し、その信頼が客観的に相当といえる場合には、結果回避義務を負わないと解する。

自動車運転においては交通法規を遵守して行うことが当然であって、他者もそのように運転していると考えながら運転するのが普通である。よって、運転時に他の運転手が交通法規を守った適切な運転を行うという信頼があり、それは法令に照らして考えると相当な信頼といえる。よって、信頼の原則が適用される。

25 これに加えて、対面信号機が黄色点滅を表示している際、交差点から一時停止も徐行もせず 100km/h という高速で侵入してくる車両があり得るとは通常想定し難いものである。しかも当時は夜間であったから、たとえ相手車両を視認していたとしても、その速度を一瞬のうちに把握するのは困難であったと考えられる。こうした点に鑑みると、たとえ甲が徐行あるいは減速しており、現実には X の車両を認識した上で、衝突の可能性を察知して急制動の
30 措置を行ったとしても、100km/h で交差点に進入してきた X の車両との衝突を回避できたと断定することは困難である。

よって、甲には結果回避義務は存在しない。

4. 以上より、甲の行為には過失運転致死罪・過失運転致傷罪は成立しない。

35 IV. 結論

甲の行為には犯罪は成立せず、何ら罪責を負わない。

以上